平成２７年（再イ）第２号
鹿児島県南さつま市坊津町坊6280番地
再生債務者　上村　将大
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月17日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月17日まで
平成27年11月19日
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２７年（再イ）第５４号
広島市東区戸坂出江１丁目15番７号
再生債務者　皆川　一喜
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月18日まで
平成27年11月20日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第９号
宮崎市清武町船引2306番地７
再生債務者　椎　　和子
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月18日まで
平成27年11月20日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第６６号
北九州市八幡西区菅原町４番４―102号
再生債務者　住原　尚志
1　決議に付する再生計画案　平成27年11月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年１月20日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年１月20日まで
平成27年11月20日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２７年（再イ）第７号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目31番13号
再生債務者　下田　政輝
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成27年11月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成27年11月20日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第１２０号
福島県郡山市芳賀１丁目９番32号
再生債務者　眞壁　政夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年３月７日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年11月20日
福島地方裁判所郡山支部再生係

小規模個人再生による免責決定

平成２７年（モ）第５００４号
北九州市八幡東区中央３丁目４番３―302号
再生債務者　鹿田　佳嗣
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成27年11月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画変更

平成２３年（再イ）第１５１０号
神奈川県大和市下鶴間2541―10
再生債務者　森下　将之
主文　本件変更再生計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成27年11月19日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第５号
千葉県野田市木間ケ瀬3778番地２
再生債務者　小林　春夫
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月16日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月24日から平成28年１月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号
千葉県習志野市大久保１丁目４番16―309号
再生債務者　本永　博文
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月４日まで
平成27年11月19日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再ロ）第２号
埼玉県本庄市児玉町飯倉1387番地３
再生債務者　中島大一郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月10日まで
平成27年11月19日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第５号
広島県福山市春日町６丁目17番７－２号
再生債務者　石井　義憲
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年12月11日まで
平成27年11月20日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１６年（再ロ）第７号
福島県相馬郡新地町大字福田字小鯨10番地の２
再生債務者　林　　正人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年６月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年11月20日　福島地方裁判所相馬支部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成27年12月１日　　新潟県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号
(1)　中学校教諭１種免許状（外国語（英語））
平７中１第23009号
(2)　高等学校教諭１種免許状（外国語（英語））
平７高１第24663号
授与年月日　平成７年３月31日
授与権者　東京都教育委員会
氏　　名　残間　英雄
本　籍　地　新潟県
2　失効年月日　平成27年11月19日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。
平成27年12月１日　　新潟県教育委員会
1　失効した免許状の種類、番号
(1)　小学校教諭２種免許状
平５小２第14号
(2)　中学校教諭１級普通免許状（社会）
昭58中１普第14762号
(3)　高等学校教諭２級普通免許状（社会、農業）
昭58高２普第14797号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　平成６年３月１日　新潟県教育委員会
(2)　昭和58年３月31日　東京都教育委員会
(3)　昭和58年３月31日　東京都教育委員会
3　氏名及び本籍地
花野　正剛　新潟県
4　失効年月日
平成27年11月15日
5　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当